

「伴走支援型特別融資」の信用保証料補助を拡充します

県は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受けた県内中小企業者等を対象に、「伴走支援型特別融資」の信用保証料補助を拡充します。これらについては、令和6年4月1日（月曜日）からご利用いただけます。なお、申込期限は令和6年6月28日（金曜日）を予定しています。

1 「伴走支援型特別融資」の融資概要

融資対象者	経営行動計画書(注)を作成した次の①から④のいずれかの中小企業者等 ① セーフティネット保証4号の認定を受けていること ② セーフティネット保証5号の認定を受けていること ③ 一般保証(次のいずれかの要件を満たした場合) 売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が5%以上減少していること ④ 激甚災害(令和6年能登半島地震による災害に限る)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと
融資限度額	1億円(一部別枠)
融資期間	10年以内(据置期間5年以内を含む)
融資利率	年1.8%以内(固定金利)
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要 <u>①②④ 0.2% → 0.1%</u> <u>③ 0.2%~0.8% → 0.1%~0.575%</u> ただし、申込み状況などを踏まえて期限前に終了する場合があります

(注) 経営行動計画書の作成について、神奈川産業振興センターの助言を受けられますので、積極的にご活用ください。

2 融資のご相談

○制度融資取扱金融機関融資窓口

銀行:みずほ/三菱UFJ/三井住友/りそな/群馬/きらぼし/横浜/第四北越/スルガ/
北陸/静岡/山梨中央/阿波/SBJ/東日本/東京スター/神奈川/大光/静岡中央

信用金庫:横浜/かながわ/湘南/川崎/平塚/さがみ/中栄/中南/さわやか/城南/西武/芝/
世田谷/多摩/山梨

信用組合:ハナ/神奈川県医師/神奈川県歯科医師/横浜幸銀/横浜華銀/小田原第一/
相愛

政府系金融機関:商工組合中央金庫

○県金融課金融相談窓口(電話 045-210-5695) (平日8時30分~17時15分)

3 経営行動計画書の作成支援

公益財団法人神奈川産業振興センター(総合相談窓口)

045-633-5200(平日8時30分~17時15分)

問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部金融課

課長 大居 電話 045-210-5670

融資グループ 梅田 電話 045-210-5677